

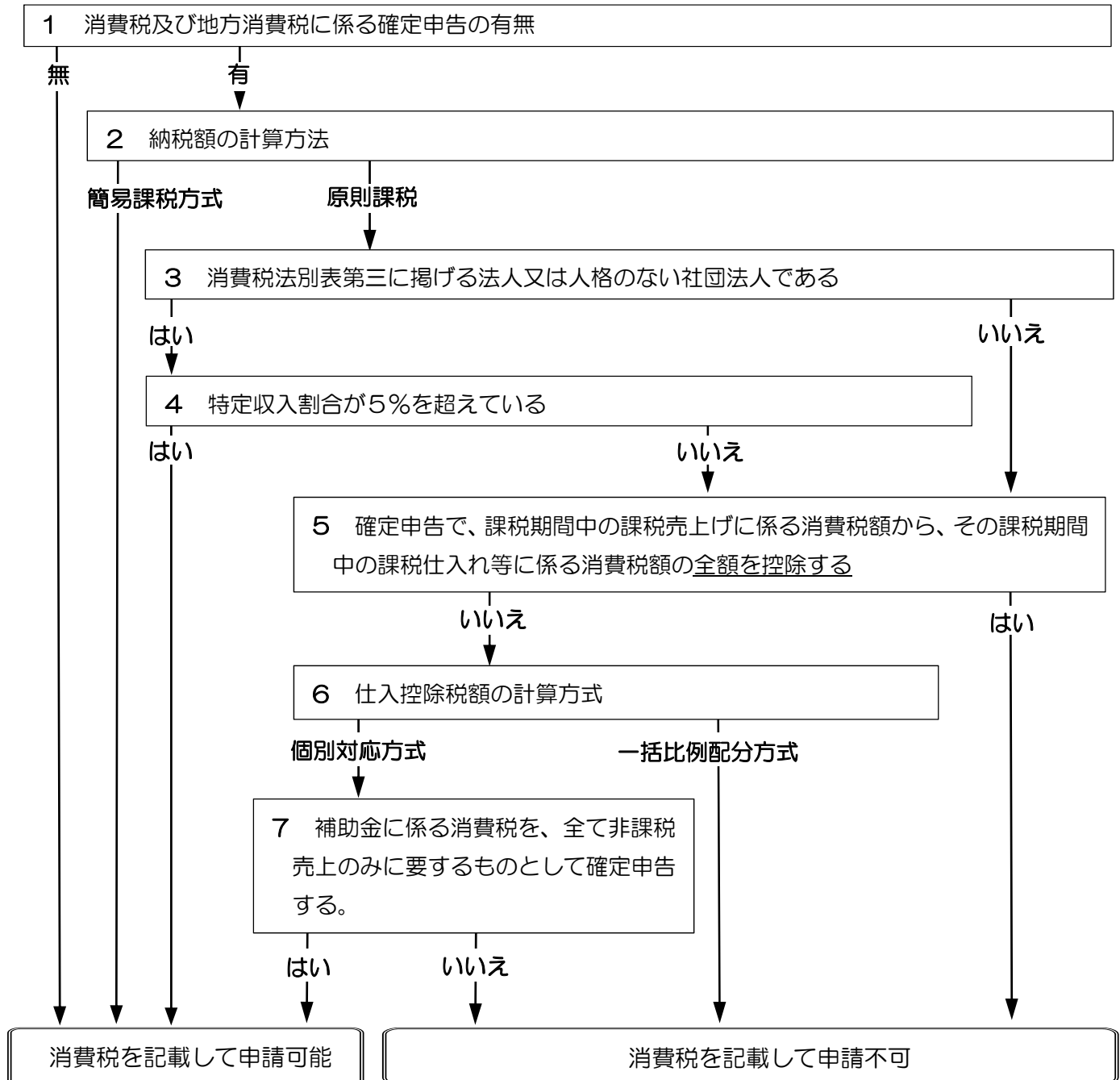
# 名木古木助成金申請における消費税分の助成可否判断フロー

補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税を実質的に負担していないことになります。

名木古木助成金においては、横浜市名木古木保存事業要綱第14条7項に基づき、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければなりません。

つきましては、消費税分の助成の可否について、次のフローにてご確認の上、申請ください。

- ※ 金額が明らかではない場合、消費税分について申請は行えますが、次の対応が必要となります。
- ・実績報告書提出時に明らかになった場合：補助金額から減額して提出をしなければなりません。
  - ・実績報告書提出後に明らかとなった場合：市への速やかな報告と市からの返還命令のもと、返還をしなければなりません。



## 【横浜市名木古木保存事業要綱抜粋】

第14条7項 所有者等は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

第17条3項 第14条第7項のただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

第17条4項 第14条第7項のただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した所有者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。